

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 木 村 宏

第24回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第24回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）計算書類の内容報告の件

本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき、2,800円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、いわゆる株券の電子化が実施されたことに伴う変更として、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
<u>（株券）</u> <u>第8条 本公司は、株式に係る株券を発行する。</u>	（削除）

変 更 前	変 更 後
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本会社の<u>株券の種類並びに株主名簿</u>（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、株券の再発行その他の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料は、<u>法令及び本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(住所等の届出)</p> <p>第10条 <u>株主（実質株主を含む。以下同じ。）及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名、住所及び印鑑を本会社に届け出なければならない。</u>これらに変更があったときも、同様とする。</p> <p>2 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、本会社に届け出なければならない。これらに変更があったときも、同様とする。</p> <p>3 第1項の規定は、前項の代理人に準用する。</p> <p>4 第1項から第3項までの届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、本会社はその責に任じない。</p>	<p>(住所等の届出)</p> <p>第9条 <u>株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名又は名称及び住所を本会社に届け出なければならない。</u>これらに変更があったときも、同様とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会が定めて公告する。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>3 本会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり取締役~~に~~志水雅一氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役~~に~~上田廣一氏が選任され、就任いたしました。

なお、上田廣一氏は、社外監査役であります。

以 上

付 記

1. 前記第1号、第2号、第3号及び第4号議案の決議は、同日付をもって日本たばこ産業株式会社法による財務大臣の認可を受けました。
2. 本定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役及び役付取締役が次のとおり選定され、就任いたしました。

代表取締役副社長 小 泉 光 臣
代表取締役副社長 志 水 雅 一

第24期期末配当金のお支払いについて

1. 口座振込をご指定の方には、「第24期期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
2. その他の方には、「第24期期末配当金領収証」及び「第24期期末配当金計算書」を同封いたしましたので、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局でお早めにお受け取りください。

本年から、配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「第24期期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

株主優待商品発送について

平成21年3月31日現在、当社株式1株以上保有の株主様に、「株主優待のご案内」と「株主様ご優待申込書（ハガキ）」を「株主総会招集ご通知」に同封し、6月1日に発送させていただきました。

「株主様ご優待申込書（ハガキ）」に必要事項をもれなくご記入のうえ、お申し込み期限（6月22日）までにお申し込みいただいている場合は、7月下旬に優待商品をお届けいたします。なお、お申し込み期限を過ぎている場合や、お申し込みいただけなかった場合は、「飲料詰め合せセット」をお届けさせていただきます。8月中旬になりましても、優待商品がお手元に届かない株主様につきましては、お手数ですが、下記までご連絡ください。

株主優待商品発送等のお問い合わせ先

JT株主優待事務局

商品発送代行：株式会社ジェイティクリエイティブサービス

フリーダイヤル 0120-791-187

受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日を除く